特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習実施のご案内

| 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任 特定化学物質作業主任者(特別有機溶剤業務を除く)及び四アル | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| 1. 次の特定化学物質等(労働安全衛生法施行令別表 含有物を含む)を製造し、又は取り扱う作業(試験 ジクロルベンジジン及びその塩、アルファーナフチルアミン及 トリジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、ベリリウム及 ミド、アクリロニトリル、アルキル水銀化合物、インジウム化合 ビニル、塩素、オーラミン、オルトートルイジン、オルトーフタロ 酸及びその塩、クロロメチルメチルエーテル、五酸化バナシ タール、酸化プロピレン、三酸化二アンチモン、シアン化力 3-ジクロロー4・4-ジアミノジフェニルメタン、ジメチルー2・2・3 ルヒドラジン、臭化メチル、重クロム酸及びその塩、水銀及で ナフタレン、ニッケル化合物、ニッケルカルボニル、ニトログ パラーニトロクロルベンゼン、砒素及びその化合物、弗化水 タクロルフェノール(PCP)及びそのナトリウム塩、ホルムアル 沃化メチル、リフラクトリーセラミックファイバー、硫化水素、複 水素、硝酸、二酸化硫黄、フェノール、ホスゲン、硫酸、溶接 2. 四アルキル鉛等業務(労働安全衛生法施行令第6 | は研究のための取り扱いを除く) 及びその塩、塩素化ビフェニル(PCB)、オルトーなびその化合物、ベングトリクロリド、アクリルア会物、エチレンイミン、エチレンオキシド、塩化ビジニトリル、カドミウム及びその化合物、クロムジウム、コバルト及びその無機化合物、コールリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム、3・ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)、1・1-ジメチびその無機化合物、トリレンジイソシアネート、ブリコール、パラージメチルアミノアゾベンゼン、素、ベータープロピオラクトン、ベンゼン、ペンデビド、マゼンタ、マンガン及びその化合物、流酸ジメチル、アンモニア、一酸化炭素、塩化度ヒューム | | | | | |
| 2025年11月13日 (木) 9:00~17:00 11月14日 (金) 9:00~17:00 ※ 遅刻、早退、一時外出等により法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。遅刻しないよう時間に余裕をもってお越しください。 | | | | | | |
| | 0778-43-7720 | | | | | |
| 特に受講資格はありません。 | | | | | | |
| 受講料 <u>10,450円</u> (内消費税950円 テキスト代 1,980円 (内消費税180円 「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキ 合計 <u>非会員 12,430円</u> (内消費税1,13 <u>会員 11,430円</u> (内消費税1,03 ※ 当協会会員については、テキスト代のうち1,0 | 引) テスト」(<u>令和5年4月発行改訂14版</u>) 30円) 39円) | | | | | |
| (1) 所定の科目を受講した者に対して学科による修了試験を行ないます。 (2) 講習2日目の修了試験後、即日、合格者には技能講習修了証を交付します。 (3) 当協会発行の他の技能講習修了証をお持ちの方は、今回の講習とともに一枚に統合した修了証を 交付しますので、現在所有の修了証の原本を講習日に提出して下さい。 | | | | | | |
| (1) 受講を希望される方は、裏面の申込書に記入し、下記申込先にご持参、ファックス又は郵送で提出して下さい。日本国籍を有していない方は、氏名を確認できる書面(在留カード、パスポート等)の提示又は写しを提出して下さい(当協会の他の技能講習修了証の記載と相違ない場合は不要)。 (2) 申込書が適正に受理された場合は、「受講票」を交付します(ファックス等の場合は郵送します)。また、「写真と確認書類」の用紙もお渡しします。 (3) 申込書が適正に受理され、受講票が届いた後に ①受講料、テキスト代を、下記の振込口座へ振込み、又は現金で支払って下さい。お振込みの際は、振込手数料をご負担願います。 ②「写真と確認書類」を郵送又は直接提出して下さい。 ③旧姓や通称の併記希望の場合は、戸籍抄本、住民票等確認できる書類が必要です。 (4) 受講申込の受付は、講習の初日の1週間前までです。(定員に達した時点で締切ります) (5) 納入された受講料は欠講されても返還いたしません。やむをえず受講できない場合には、届け出て、他の人がかわって受講しても差し支えありません。 | | | | | | |
| (3) 申込書が適正に受理され、受講票が届いた後に ①受講料、テキスト代を、下記の振込口座へ振込み、ご お振込みの際は、振込手数料をご負担願います。 ②「写真と確認書類」を郵送又は直接提出して下さい。 ③旧姓や通称の併記希望の場合は、戸籍抄本、住民票等 (4) 受講申込の受付は、講習の初日の1週間前までです。 (5) 納入された受講料は欠講されても返還いたしません。 | 又は現金で支払って下さい。 「確認できる書類が必要です。 (定員に達した時点で締切ります) | | | | | |
| (3) 申込書が適正に受理され、受講票が届いた後に ①受講料、テキスト代を、下記の振込口座へ振込み、ごお振込みの際は、振込手数料をご負担願います。 ②「写真と確認書類」を郵送又は直接提出して下さい。 ③旧姓や通称の併記希望の場合は、戸籍抄本、住民票等 (4) 受講申込の受付は、講習の初日の1週間前までです。 (5) 納入された受講料は欠講されても返還いたしません。 て、他の人がかわって受講しても差し支えありません。 ふくい労基教育センター | 又は現金で支払って下さい。 「確認できる書類が必要です。 (定員に達した時点で締切ります) | | | | | |
| | #定化学物質作業主任者(特別有機溶剤業務を除く)及び四ア/ 1. 次の特定化学物質等 (労働安全衛生法施行令別表 含有物を含む)を製造し、又は取り扱う作業 (試験 ジクロルベンジジン及びその塩、アルファーナフチル・アシン トリジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、ベリリウム族 ミド、アクリロニトリル、アルキル水銀化合物、インジウム化合 ビニル、塩素、オーラミン、オルトートルイジン、オルトーフタロ 酸及びその塩、クロロメチルメチルエーテル、五酸化プロピレン、三酸化プロピレン、三酸化プロピレン、三酸化プロピレン、三酸化プロピカール、酸化プロピレン、三酸化プロピカール、かま及びその塩、水銀及で ナフタレン、ニッケル化合物、ニッケルカルボニル、ニトロクバラニトロクロルベンゼン、砒素及びその化合物、ホルムアル ボルメチル、リフラクトリーセラミックファイバー、硫化水素、硝酸、二酸化硫黄、フェノール、ホスゲン、硫酸、溶剤 2. 四アルキル鉛等業務 (労働安全衛生法施行令第6) 2025年11月13日 (木) 9:00・ 11月14日(金) 9:00・ 「達刻、早退、一時外出等により法令で定められた講習できません。受講をお断りすることもあります。遅刻しない ふくい労基教育センター TEL 〒915-0242 越前市栗田部町81-2 (交通特に受講資格はありません。 受講料 10,450円 (内消費税950円) 「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキー・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・ | | | | | |

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習受講申込書

キャンセル待ち

申込みの注意事項

- 1. これまでに福井県労働基準協会発行の技能講習修了証の交付を受けている方は「修了証の統合」の欄も記入して下さい。
- 2. 受講票が届いた後に、別途お渡しする「写真と確認書類」を提出し、受講料・テキスト代を支払って下さい。
- 3. 遅刻、早退、一時外出等により、法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。遅刻しないよう時間に余裕をもってお越しください。
- 4. 定員に達した講習日程の区分については、別区分へ変更するなど調整させていただきますのでご了承ください。

| 講 習 日 時 | | | | | 講 習 会 場 | | | | | |
|--|------------|-------------------|---------------------|----------|------------|--|----------|--------|---------|--|
| 2025年11月13日(木) 9:00~17:00 11月14日(金) 9:00~17:00 | | | | | | ふくい労基教育センター 越前市粟田部町81-2 (武生ICより自動車で5分) TEL 0778-43-7720 | | | | |
| ふりがた | Ĵ. | | | | 旧姓を使用した氏名 | 名又は通称の | 併記の希望の有無 | 有 無 | | |
| 受講者氏 | 名 | | | | | 併記希望の氏名又は | | | | |
| 生年月日 | 日 平 | 成 昭 | 昭和 年 月 日 日中に連絡できる電話 | | | | | | | |
| 受講者住 | | 『便番号 | } 【 | _ | - |] | | | | |
| 受講票 送付先 | ŧ | 受講票に ○所 | は申込担当 郵便番号 | | 送りします — | 。異なる | 5場合は受講票の | 送付先を記 | 入して下さい) | |
| どちらか〇で囲んで下さい。 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者テキスト (<u>令和5年4月発行 改訂14版</u>) 必要・不要 | | | | | | | | | | |
| 勤務先 | 事業 | 事業場名 郵便所 在地 | | | | | | | (該当を○で | 囲んでください) |
| | 所 在 | | | 番号【 一 | | 1 | | 会員・非会員 | | |
| | 申込担 | 込担当者 | 職氏名 | | | | | | 会員加入 | 希望あり 希望なし |
| | | | TEL | | | FAX | | | | 3. 検討したい |
| 上記のとおり申込み致します。 申 込 者 年 月 日 (受講者本人又は事業者) (公社)福井県労働基準協会会長 殿 | | | | | | 受講番号 | | | | |

| | 福井県労働基準協会で発行した技能講習修了証を1枚に統合 | àしā | ます。 (但し石綿作業主任者 | 皆なと | で下欄にない講習は除きます) |
|---|--|-----|-----------------------|-----|---------------------|
| 修 了証の統合 修 了証の統合 修 です。 修 です。 修 です。 修 です。 修 できを変 | 右欄の講習のうち、現在所有する福井県労働基準協会 | | フォークリフト運転 | | 床上操作式クレーン運転 |
| | 発行の技能講習修了証に○印を付けて下さい。 ● 所有する修了証の原本を、講習日に必ず提出して下さ | | 玉掛け | | 小型移動式クレーン運転 |
| | い。その修了証と引換えに統合修了証を交付します。 | | ガス溶接 | | 酸素欠乏•硫化水素危険作業主任者 |
| | 修了証を滅失した場合は⊗印を付けて下さい。但し、 当協会で修了証を交付している事実が確認できないとき | | 有機溶剤作業主任者 | | 第2種酸素欠乏危険作業主任者 |
| | は統合できません。 ● 氏名を変更 したが書替していない場合は、 戸籍抄本 | | 乾燥設備作業主任者 | | 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者 |
| | (原本)など(変更経緯が分かるもの)が必要です。 | | プレス機械作業主任者 | | 特定化学物質等作業主任者 |
| | 【旧氏名: 】 | | 金属アーク作業主任者 | | |

【注】この申込書でご提供いただいた個人情報は、この講習の受講者資料として使用し、受講者のご同意なく目的外に利用することはありません。